

公益財団法人 山日YBS厚生文化事業団助成基準

第1条 目的

公益財団法人山日YBS厚生文化事業団（以下「事業団」という）は、山梨県内の社会福祉、教育文化、環境保全の各事業の向上、国内外の災害救援活動への支援を図るため、県民から寄せられた寄付金を公平かつ適正に助成することを目的に、本基準を定める。

第2条 助成対象

助成対象事業は、次の要件をすべて満たす事業とする。ただし、寄付者が用途を定めた指定寄付金として受け付けた事業を除く。

(1) 活動の本拠としての事務所を山梨県内に設け、県内で活動している福祉団体やボランティア団体・NPO等の法人またはこれに準ずる組織としての確な運営・経理がなされているもの

(2) 自主財源が乏しく、金銭的な支援を必要とするもの

(3) 山梨県内の公益目的事業（社会福祉、教育文化、環境保全、等）の向上に寄与するもの。ただし、災害等の救援にかかるものは県内外、国内外を問わない

(4) 助成事業について、「公益財団法人（「公財」でも可）山日YBS厚生文化事業団の助成事業」である旨を、事業のチラシやポスター、看板等の何らかの媒体に明記し、広く周知できるもの

(5) その他、事業団が適切と認めたもの

第3条 助成の対象としない事業及び経費

(1) 山梨県内に事業所を設けていない団体の事業（主として県外の事業所が行っている事業を含む）

(2) 特定の教育機関等のクラブ活動などの運営にかかる経費

(3) 特定の学術機関等の研究などにかかる経費

(4) 団体運営にかかる諸経費（人件費、家賃、通信費、光熱費、等）

(5) 交流会等の飲食にかかる経費

(6) 営利・宣伝目的とみなされる事業

(7) その他、事業団が不適切と認める事業及び経費

第4条 助成限度額

一事業につき50万円を限度とする。ただし、事業団が独自に助成を決めた事業及び寄付者が用途を定めた指定寄付金として受け付けた事業に対して限度額は定めない。

第5条 助成制限

一団体一事業とし、同一年度内に重複しての助成は行わない。

第6条 助成の申請

助成を受けようとする者は、所定の申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付し事業団に提出する。申請用紙は事務局に設置する。事業団ホームページからも入手できる。

第7条 助成金の決定方法

(1) 助成申請があったものに対して、事務局にて精査した上で助成金交付額（案）を明記した伺い書を作成し、事業団の理事長、常務理事、理事1名、監事1名、評議員2名の他、有識者として1名を加えた計7名の決裁を経て決定する。

(2) 事業団独自による事業の主催及び助成先は、3月開催の理事会で決定する。

第8条 助成金の交付決定及び通知

助成申請に対する助成金交付決定後、すみやかに申請者に交付額等を文書で通知するものとする。助成金を交付しないと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第9条 助成事業の事業報告及び決算報告

被助成者は、事業完了後すみやかに事業報告書及び決算書等の関係書類を事業団事務局に提出することとする。また、事業団は必要に応じて実施事業内容の調査を行うことができるものとし、その場合、被助成者は調査に協力し必要書類の提出に応じなければならない。

第10条 助成決定の取り消し

被助成者が次の各号の一に該当したときは、助成決定を取り消し、助成金の一部または全額の返還を求めることとする。

(1) 助成金を指定事業以外に使用した場合

(2) 事業団の承認を得ずに、事業内容を変更し実施した場合

(3) 当該年度中に、事業報告書等を提出しなかった場合。ただし、事業実施日が年度末の場合などはこの限りではない

(4) その他、事業団が不適切と認めた場合

附 則

本基準は平成28年4月1日より施行する。